

平成28年度 育心会事業計画案及び方針

社会福祉法人 育心会は、障害者自立支援法に基づく事業として、

1. 生活介護事業
2. 施設入所支援事業
3. 就労継続支援B型事業
4. 短期入所事業
5. 共同生活援助事業

社会福祉法人 育心会は、障害者自立支援法・児童福祉法に基づく地域相談支援事業として

1. 指定特定相談支援事業
2. 指定障害児相談支援事業

社会福祉法人 育心会は、生活困窮者自立支援法に基づく事業として

1. 生活困窮者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

公益を目的とする事業として、

1. 一般乗用旅客自動車運送事業
2. 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等事業

上記のサービス事業を事業者として指定と届出により経営に当たります。

各事業サービス体系に対応出来るように取り組みます。

更に今以上利用者から選ばれる事業所となる為、職員の意識改革を行いニーズに答えられる事業所づくりに努力することを基本方針とし、安定した事業運営が出来るように努めます。

又、経営の収支バランスが取れない、支援センター・ヘルパーステーション・デイサービスの3事業所は休止事業と致します。

・障害者自立支援法に基づく事業として、

1. 居宅介護事業
2. 重度訪問介護事業

・介護保険法に基づく事業として、

1. 居宅介護支援事業
2. 介護給付訪問介護事業
3. 介護予防訪問介護事業
4. 通所介護事業
5. 介護予防通所介護事業

以上の7事業です。